

事務連絡
令和2年3月3日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

西宮市法人指導課

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議等の取扱いについて（通知）

標記の件につきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」（令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課ほか連名事務連絡）において、取扱いが示されておりますが、本市における具体的な取扱いについて、次のとおりとします。

記

1. 運営推進会議等の開催について

事業所・施設において新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じたことにより運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、運営推進会議等）の開催を中止する場合、書面会議を開催してください。具体的には、当日の議題等に関する資料を委員に送付し、委員から書面等により意見・助言を求めるよう努めてください。

2. 資料送付にあたっての留意事項

個人を特定する記載は避けるなど、個人情報の取り扱いに配慮してください。

3. 市への開催報告について

書面会議の開催概要を記録し、委員に送付した資料を添付の上、市に報告してください。市への開催報告をもって、今年度の運営推進会議等を開催したものと扱います。なお、開催報告期限は令和2年4月末日までとします。

4. 認知症対応型共同介護事業所の外部評価の受審免除の取扱いについて

本通知における書面会議による開催を含め、年6回以上開催している場合、「西宮市認知症対応型共同生活介護等事業にかかる自己評価及び外部評価の実施回数に関する要綱」第2条第3項第1号を満たしているものと扱います。

<裏面に続く>

5. 本通知の適用期間について

令和2年3月末までとします。ただし、状況に応じて、追って延長等を行う場合があります。

以 上

問い合わせ先 西宮市法人指導課 電 話：0798-35-3423 E-mail：hojin@nishi.or.jp
--